

令和6年度 職員の給与の差異の情報公表

特定事業主：西北五広域福祉事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6%
全職員	87.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	86.9%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	129.9%
11～15年	—
6～10年	73.5%
1～5年	—

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」は該当する職なし 「本庁課長相当職」は女性該当者なし (2) 「36年以上」は女性該当者なし 「26～30年」は女性該当者なし 「21～25年」は女性該当者なし 「11～15年」は男性該当者なし 「1～5年」は女性該当者なし
--

※勤続年数は、採用年度を勤務年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。